

第67回

GLOBERIDE

A Lifetime Sports Company

定時株主総会招集ご通知

2021年4月1日 — 2022年3月31日

開催
日時

2022年6月29日（水曜日）
午前10時（受付開始 午前9時30分）

開催
場所

東京都東久留米市前沢3丁目14番16号
当社本店大会議室

※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

お土産のご用意はございません。

（新型コロナウイルス感染予防に関するお知らせ）

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、当日のご来場は極力お控えいただき、書面による事前の議決権行使をお願い申し上げます。

また、会場において、株主様の安全に配慮した感染防止に必要な措置を講じる場合もございますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	
第1号議案 定款一部変更の件	5
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件	7
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	11
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	14
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件	15
（添付書類）	
事業報告	20
連結計算書類等	39
監査報告書	45

グローブライド株式会社

証券コード：7990

株 主 各 位

東京都東久留米市前沢3丁目14番16号
グローブライド株式会社
代表取締役社長 鈴木 一成

第67回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第67回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主総会当日のご来場は極力お控えいただき、書面またはインターネット等による事前の議決権行使をお願い申し上げます。

お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討の上、3頁から4頁の案内に従って、2022年6月28日（火曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都東久留米市前沢3丁目14番16号 当社本店大会議室
3. 会議の目的事項
報告事項 (1) 第67期（自2021年4月1日 至2022年3月31日）事業報告の内容、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第67期（自2021年4月1日 至2022年3月31日）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

当社は、法令及び定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.globeride.jp/ir/>）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

①連結計算書類の連結注記表 ②計算書類の個別注記表

なお、本株主総会招集ご通知の添付書類に記載されております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査等委員会が会計監査報告及び監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

また、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.globeride.jp/ir/>）に掲載させていただきます。

【株主総会会場における新型コロナウイルス感染拡大防止への対応】

- ・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。また、ご来場の株主様は、マスクのご持参・ご着用をお願い申し上げます。
- ・会場受付付近で検温させていただき、発熱があると認められた方、体調不良と思われる方は入場をお断りする場合がございます。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め体調を確認の上、マスク着用でご対応させていただきます。
- ・今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト（アドレス<https://www.globeride.jp/ir/>）にてお知らせいたします。

議決権行使のご案内

株主総会参考書類（5頁～19頁）をご検討の上、議決権のご行使をお願い申し上げます。
議決権のご行使には以下の3つの方法がございます。

書面による議決権行使

議決権行使期限

2022年6月28日（火曜日）
午後5時30分到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、行使期限までに到着するようにご返信ください。

インターネットによる議決権行使

議決権行使期限

2022年6月28日（火曜日）
午後5時30分受付分まで



詳細は
次頁を
ご覧ください。

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から**議決権行使ウェブサイト**にアクセスし賛否をご登録ください。

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

株主総会への出席による議決権行使

株主総会開催日時

2022年6月29日（水曜日）
午前10時



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、定時株主総会招集ご通知（本書）をご持参ください。

- ・ 書面による議決権の行使において、各議案に対して賛否のご表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ・ 議決権行使書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

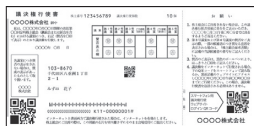
機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

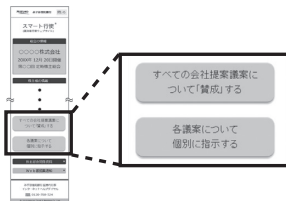
インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

1. 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙右片の裏面に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログインし、再度議決権行使をお願いいたします。

※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

「次へすすむ」をクリック



2. 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

「議決権行使コード」を入力



「次へ」をクリック

3. 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

「パスワード」を入力



「登録」をクリック

4. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

お問い合わせ先について

パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先 みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

 0120-768-524 (年末年始を除く 午前9時～午後9時)

- ・パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。本株主総会終了まで、大切に保管ください。パスワードのお電話等によるご照会には、お答えすることができません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされてしまった場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- ・書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使として取り扱いたします。
- ・インターネットで複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱いたします。
- ・インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続環境にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合もございます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(参考書類等のインターネット開示とみなし提供) <u>第15条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p style="text-align: center;">< 削 除 ></p> <p>(電子提供措置等) <u>第15条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u> <u>2</u> 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(附則) <u>1.</u> 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。 <u>2.</u> 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、<u>変更前定款第15条（参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u> <u>3.</u> 本附則は、<u>施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名全員は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。当社においては、取締役の監督機能の強化及び執行役員による業務執行体制をより明確にするため、執行役員制度を改定することとしております。これに伴い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名を減員し、社外取締役1名を含む取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について監査等委員会において検討がなされ、各候補者が適任である旨を確認しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当
1	再任 鈴木 一成	代表取締役社長
2	再任 大竹 有司	常務取締役サステナビリティ推進室長兼広報担当
3	再任 鈴江 浩康	常務取締役フィッシング生産本部長 兼品質、法務知財担当
4	再任 谷口 央樹	取締役経理部長兼経営企画室長兼情報システム担当
5	再任 小林 忍	取締役スポーツ営業本部長兼スポーツ営業部長
6	再任 高橋 智隆	社外 独立役員 社外取締役

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	<p>すずき かず なり 鈴木 一成 (1961年12月3日生) 〔再任〕</p>	<p>1984年4月 当社入社 2006年4月 当社経営企画室長 2009年4月 当社フィッシング営業本部国内営業部長 2013年6月 当社執行役員フィッシング営業本部国内営業部長 2014年1月 当社執行役員スポーツ営業本部ゴルフ営業部長 2015年6月 当社取締役スポーツ営業本部長兼ゴルフ営業部長 2017年10月 当社代表取締役社長（現任）</p>	20,900株
<p>【取締役候補者とした理由】 営業部門や経営企画部門で要職を歴任し、代表取締役就任後はその豊富な経験と経営全般に亘る高度な見識を活かし、当社グループを牽引してまいりました。今後も経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督、グループ全体の統括を期待できることから、引き続き取締役候補者としていたしました。</p>			
2	<p>おお たけ ゆう し 大竹 有司 (1961年11月18日生) 〔再任〕</p>	<p>1984年4月 当社入社 2011年4月 当社フィッシング営業本部マーケティング部長 2013年6月 当社執行役員フィッシング営業本部マーケティング部長 2015年6月 当社取締役フィッシング営業本部マーケティング部長兼コーポレートコミュニケーション担当 2015年10月 当社取締役フィッシング営業本部副本部長兼マーケティング一部長兼コーポレートコミュニケーション担当 2018年6月 当社常務取締役フィッシング営業本部副本部長兼マーケティング一部長兼コーポレートコミュニケーション担当 2019年4月 当社常務取締役フィッシング営業本部副本部長兼マーケティング一部長兼広報担当 2022年2月 当社常務取締役フィッシング営業本部副本部長兼広報担当 2022年4月 当社常務取締役サステナビリティ推進室長兼広報担当（現任）</p>	9,500株
<p>【取締役候補者とした理由】 長年に亘り当社のフィッシング事業の企画部門に深く携わり、グローバルなマーケティング部門の責任者として、企業価値向上に尽力してまいりました。今後も経営の意思決定と監督の遂行が期待できることから、引き続き取締役候補者としていたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	すず え ひろ やす 鈴 江 浩 康 (1960年3月2日生) 〔再任〕	<p>1984年4月 当社入社 2009年4月 当社フィッシング生産本部技術部長 2011年4月 当社フィッシング生産本部ロッド製造部長 2012年7月 ダイワセイコー (タイランド) Co.,リミテッド代表取締役社長 2014年6月 当社執行役員ダイワセイコー (タイランド) Co.,リミテッド代表取締役社長 2015年3月 当社執行役員フィッシング生産本部ロッド製造部長 2017年6月 当社取締役フィッシング生産本部ロッド製造部長 2019年6月 当社取締役フィッシング生産本部副本部長兼ロッド製造部長 2020年6月 当社常務取締役フィッシング生産本部長兼ロッド製造部長兼品質、法務知財担当 2020年10月 当社常務取締役フィッシング生産本部長兼品質、法務知財担当 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 那須ダイワ(株) 取締役会長 (株)ロジスポ 取締役 ゾンサン・ダイワ・スポーツンググッズ・リミテッド 取締役会長 アジアダイワ (ホンコン) Co.,リミテッド 取締役</p>	6,600株
		<p>【取締役候補者とした理由】 技術・開発部門やロッド製造部門、そして、海外生産拠点で責任者を務めた後、フィッシング生産本部長として国内外の生産拠点を幅広く統率し、メーカーとしての企業力向上に尽力してまいりました。その実績・能力・豊富な経験を活かし、今後も経営の意思決定と監督遂行が期待できることから、引き続き取締役候補者いたしました。</p>	
4	たに ぐち ひさ き 谷 口 央 樹 (1961年8月6日生) 〔再任〕	<p>1984年4月 当社入社 2007年5月 ダイワ・コーポレーション取締役副社長 2012年4月 当社経理部長 2015年6月 当社執行役員経理部長 2018年1月 当社執行役員経理部長兼経営企画室長 2018年6月 当社取締役経理部長兼経営企画室長 2020年6月 当社取締役経理部長兼経営企画室長兼情報システム担当 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) ウインザー商事(株) 取締役</p>	7,200株
		<p>【取締役候補者とした理由】 当社の経理、財務、経営企画部門や海外子会社で培った深い専門知識と幅広い視野を持ち、企業価値向上に尽力してまいりました。その実績・能力・豊富な経験を活かし、今後も経営の意思決定と監督の遂行が期待できることから、引き続き取締役候補者いたしました。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	こばやし のぶ 小林 忍 (1966年11月2日生) [再任]	1989年4月 当社入社 2015年10月 当社フィッシング営業本部国内営業部長 2017年10月 当社スポーツ営業本部長兼ゴルフ営業部長 2018年6月 当社執行役員スポーツ営業本部長兼ゴルフ営業部長 2019年4月 当社執行役員スポーツ営業本部長兼スポーツ営業部長 2021年6月 当社取締役スポーツ営業本部長兼スポーツ営業部長(現任) (重要な兼職の状況) (株)スポーツライフプラネッツ 取締役 (株)ワールド・スポーツ 取締役 (株)ロジスポ 取締役	13,700株
<p>【取締役候補者とした理由】 営業部門で培った幅広い知識と豊富な経験の下、フィッシング・ゴルフ・ラケットスポーツの3事業で営業部長を務めてまいりました。その実績・能力・経験を活かし、今後も経営の意思決定と監督の遂行が期待できることから、引き続き取締役候補者としていたしました。</p>			
6	たかはし とも たか 高橋 智隆 (1975年3月27日生) [再任・社外・独立役員]	2003年4月 個人事務所「ロボ・ガレージ」創業 2009年3月 (株)ロボ・ガレージ代表取締役社長(現任) 2010年1月 東京大学先端科学技術センター特任准教授 2014年2月 内閣府経済財政諮問会議専門委員 2015年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) (株)Marine X 取締役 大阪電気通信大学総合情報学部情報学科 客員教授 総務省異能ベアション スーパーバイザー クールジャパン戦略推進会議委員	一株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 世界的に有名なロボットクリエイターとして設計、デザインに関しての専門知識と経験を有しており、「釣具」と「ロボット」における「もの作り」についての助言及び国内外に亘るマーケティングに関する見識等、新しい視点から当社の経営に関与されることが期待できることから、引き続き社外取締役候補者としていたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者のうち、高橋智隆氏は、社外取締役候補者であります。また、同氏は株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 高橋智隆氏は当社社外取締役に就任しており、その期間は本総会終結の時をもって7年間であります。なお、当社は同氏との間で、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中中に当該保険契約を更新する予定です。また、当該保険契約は次回更新時において、対象範囲に執行役員を含めての更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、あらためまして、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	くろ さわ たか ゆき 黒 澤 敬 幸 (1961年9月25日生) [新任]	1984年4月 当社入社 2015年10月 当社経営企画室長 2018年1月 当社総務部長 2018年6月 当社執行役員総務部長 2019年6月 当社取締役総務部長兼リスク管理、I R、 お客様センター担当 (現任)	5,300株
【取締役候補者とした理由】 当社の総務・人事・経営企画部門や国内子会社と豊富な経験の中で培った知見と見識を有しており、当社の監査機能や取締役会における意思決定・監査機能の実効性強化が期待できることから、新たに監査等委員である取締役候補者いたしました。			
2	むら まつ たか お 村 松 高 男 (1953年10月1日生) [再任・社外・独立役員]	1979年4月 東京国税局入局 2003年7月 渋谷税務署 副署長 2005年7月 東京国税局 査察部 統括国税査察官 2009年7月 大阪国税局 首席監察官 2010年7月 国税庁 首席監察官 2012年7月 名古屋国税局 総務部長 2013年6月 高松国税局 局長 2014年10月 税理士登録 村松税理士事務所 (現任) 2016年6月 当社取締役 (監査等委員) (現任) (重要な兼職の状況) ベステラ(株) 社外監査役 セレンディップ・ホールディングス(株) 社外監査役 イオンモール(株) 社外監査役	2,400株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 国税庁幹部を歴任され、現在は税理士として、税務・会計の専門知識と経験を有しており、当社の業務執行の意思決定にあたり客観的・専門的立場から適切な提言が期待できることから、引き続き監査等委員である社外取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	<p style="text-align: center;">まつ い がん 松 井 巖 (1953年12月13日生) 〔再任・社外・独立役員〕</p>	<p>1980年4月 東京地方検察庁 検事 2006年4月 東京地方検察庁 刑事部長 2006年12月 最高検察庁 検事 2007年10月 大津地方検察庁 検事正 2012年6月 最高検察庁 刑事部長 2014年1月 横浜地方検察庁 検事正 2015年1月 福岡高等検察庁 検事長 2016年11月 弁護士登録（東京弁護士会所属）八重洲総合法律事務所所属（現任） 2018年6月 当社取締役（監査等委員）（現任） （重要な兼職の状況） ㈱オリエントコーポレーション 社外監査役 東鉄工業㈱ 社外監査役 長瀬産業㈱ 社外監査役 ㈱電通グループ 社外取締役（監査等委員）</p>	2,600株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 長年検事を歴任され、現在は弁護士として、法律の専門知識と経験を有しており、当社の業務執行の意思決定にあたり客観的・専門的立場から適切な提言が期待できることから、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 村松高男氏、松井巖氏は社外取締役候補者であります。
また両氏を株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 村松高男氏は当社社外取締役（監査等委員）に就任しており、その期間は本総会終結の時をもって6年であります。なお、当社は同氏との間で、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
4. 松井巖氏は当社社外取締役（監査等委員）に就任しており、その期間は本総会終結の時をもって4年であります。なお、当社は同氏との間で、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
5. 村松高男氏が社外監査役を兼務しております3社及び松井巖氏が社外監査役を兼務しております3社、社外取締役を兼務しております1社と当社との間には、特別の利害関係はありません。
6. 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中中に当該保険契約を更新する予定です。また、当該保険契約は次回更新時において、対象範囲に執行役員を含めての更新を予定しております。

(ご参考) 当社取締役候補者のスキルマトリックス

		専 門 性 と 経 験										
		経営全般	業界知識		営業 マーケ ティング	技術 研究開発	サステナ ビリティ	国際性	人事 労務	情報通信 技術	法務 コンプライ アランス	財務 会計
			フィッ シング	スポーツ								
1	鈴木 一成	○	○	○	○							
2	大竹 有司		○		○		○					
3	鈴江 浩康	○	○			○	○	○		○	○	
4	谷口 央樹							○		○	○	○
5	小林 忍		○	○	○							
6	高橋 智隆	○				○		○		○		
7	黒澤 敬幸						○		○		○	○
8	村松 高男										○	○
9	松井 巖							○			○	

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、あらかじめ、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

本選任につきましては、その就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
そみや しんじ 曾宮 伸治 (1944年1月10日生) 〔社外・独立役員〕	1972年2月 税理士登録（現任） 1997年6月 当社監査役 2016年6月 当社取締役（監査等委員） （重要な兼職の状況） 八重洲税理士法人 社員税理士	－株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 曾宮伸治氏は補欠の社外取締役候補者であります。
 3. 曾宮伸治氏を補欠の社外取締役候補者とした理由及び果たすことが期待される役割は、同氏が税理士として税務・会計の高い専門知識と経験を有しているとともに、当社の社外監査役を19年、監査等委員である社外取締役を2年務めており、客観的立場から当社の業務執行の意思決定に適切な提言をされることであります。
 4. 曾宮伸治氏が社外取締役に就任された場合、当社は同氏との間で会社法第425条第1項に規定する最低限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
 5. 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により補填することとしております。曾宮伸治氏が就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
 6. 当社は曾宮伸治氏が社外取締役に就任された場合、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2016年6月29日開催の第61回定時株主総会において年額2億5千万円以内（うち社外取締役は2千万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいておりますが、今般、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」とする。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額2千5百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な配分については、指名・報酬諮問委員会への諮問を経て、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の対象取締役は9名ですが、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は5名となります。

対象取締役は、当社取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式の発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分される当社の普通株式の総数は年間2万5千株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とされない範囲において取締役会にて決定します。

また、本議案に基づく譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という。）を締結するものといたします。

(1) 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」という。）について、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取

取締役会で定める地位を退任または退職する日（ただし、本割当株式の交付の日の属する事業年度の経過後3ヶ月を経過するまでに退任または退職する場合につき、当該事業年度経過後6ヶ月以内で当社の取締役会が別途定めた日があるときは、当該日）までの期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2) 対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下、「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)に定める地位を退任または退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記(1)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定める地位を退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) 当社は、譲渡制限期間中に、対象取締役が法令、社内規則または本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由に該当した場合、本割当株式を当然に無償で取得する。

(6) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

(7) 上記(6)に規定する場合においては、当社は、上記(6)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

【譲渡制限付株式を付与することが相当である理由】

本議案は、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対して譲渡制

限付株式の付与のための報酬を支給するものです。

当社は2021年2月10日開催の取締役会において取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めており、その概要は事業報告31頁に記載のとおりであります。本議案をご承認いただいた場合には、2022年6月29日開催予定の取締役会において当該方針を以下の「取締役報酬決定方針」のとおりに変更することを予定しており、本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は当該変更後の方針に沿う必要かつ合理的な内容となっています。また、本議案に基づき1年間に発行または処分される株式数の上限の発行済株式総数（2022年3月31日時点）に占める割合は約0.1%とその希薄化率は軽微です。

そのため、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

（ご参考）

当社は、本議案をご承認いただくことを条件に、当社の委任型執行役員に対し、譲渡制限付株式を付与する予定であります。

（取締役報酬決定方針）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

1. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するような報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬については固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬及び非金銭報酬としての譲渡制限付株式報酬により構成し、社外取締役の報酬については基本報酬のみとする。

2. 基本報酬の個人別の報酬等の額及び付与の時期または条件の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 業績連動報酬に係る業績指標の内容、その額の算定方法及び付与の時期または条件の決定に関する方針

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反

映した現金報酬とし、毎年、一定の時期に支給する。

＜業績連動報酬の算定方式＞

取締役共通の定量指標として、連結売上高、連結営業利益の各々について、対計画（公表値）達成率を用いる。また、個人別の定性的な評価指標として、管掌部門の方針達成度、取締役としての能力の発揮状況を用いる。

各々の評価項目についてウエイト付けをし、個人別に評価を行い、合計点数に応じて7段階評価を実施し、各役位ごとに基準となる金額を起点として、評価ごとの掛率を乗じて仮の支給額を算定する。そして、個人別の算定結果に対し、株主への配当金、従業員への賞与、その他特筆すべき事項があれば、それらを勘案し、支給額を算定する。

4. 非金銭報酬の内容、その額もしくは数の算定方法及び付与の時期または条件の決定に関する方針

非金銭報酬は、企業価値の持続的向上を目指すこと、株主様との一層の価値共有を進めることを目的とする譲渡制限付株式報酬とする。

譲渡制限付株式報酬を付与する場合、譲渡制限付株式割当契約においては、①当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任または退職する日までの間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②法令、社内規則または譲渡制限付株式割当契約の違反その他当該株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、当社が当該株式を無償で取得すること等を定める。譲渡制限付株式報酬の付与にあたっては、制度の目的、対象者の役位、職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、適切な水準を設定する。

なお、譲渡制限付株式報酬を付与する場合には、株主総会が定める上限の範囲内で、原則として一事業年度につき一度付与する。

5. 基本報酬、業績連動報酬または非金銭報酬の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の役位別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、役位、職責により決定する。

また、取締役会の委任を受けた代表取締役社長は、指名・報酬諮問委員会と協議の上、種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬額を決定することとする。

6. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、①各取締役の基本報酬の額、②各取締役の管掌部門の方針達成度、取締役としての能力の発揮状況を踏まえた業績連動報酬等の額及び③譲渡制限付株式報酬の額とする。

<代表取締役社長により上記の権限が適切に行使されるようにするための措置を含む取締役の個人別の報酬等の決定プロセス>

i 取締役の人事考課

代表取締役社長は、定量指標以外の個別の人事考課を行う。

ii 金額の仮算定

総務部長は個別の人事考課に基づき、算定基準に従い金額を仮算定する。

iii 金額の決定

仮算定金額について、代表取締役社長は必要に応じて最終調整を行い、指名・報酬諮問委員会と協議の後金額を決定する。

以 上

(添付書類)

事業報告

(自2021年4月1日
至2022年3月31日)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発動により、引き続きウイルスの感染状況に左右される状況となりました。海外においてはワクチン接種の進展により経済活動再開の動きが見られたものの、感染が再拡大している地域も多くあり、総じて先行きが見通せない状況が続きました。

こうした経済情勢の下、当社グループの属するアウトドア・スポーツ・レジャー業界は、フィッシングやゴルフなどの分野が、これからの時代にマッチしたアクティビティとして支持をいただき、市況は堅調に推移しました。その一方で、当社においては、コロナ禍や国際的な物流網の混乱により、製品供給の遅れや一時的な生産調整を余儀なくされましたが、生産計画の見直し等により影響を最小限に留めるよう、鋭意努めてまいりました。

その結果、当連結会計年度におきましては、売上高は1,206億8千4百万円（前期比20.3%増）となりました。利益面におきましても、売上の増加に伴い、営業利益は123億4千9百万円（前期比66.7%増）、経常利益は129億9千7百万円（前期比81.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は95億6千7百万円（前期比99.4%増）となりました。

事業別売上高の実績は次表のとおりであります。

(単位：百万円、%)

事業別	第 66 期 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	第 67 期 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)	差引増減	前 期 比 増 減 率
フィッシング事業	91,150	108,281	17,130	18.8
ゴルフ事業	4,576	6,886	2,310	50.5
スポーツ事業	4,184	5,109	924	22.1
その他の事業	392	406	14	3.6
売上高総合計	100,304	120,684	20,379	20.3

主な事業の概況は次のとおりであります。

〔フィッシング事業〕

主力のフィッシング用品の販売は、革新的なダイワテクノロジーなどの新たな技術開発により、世界のフィッシング・ギアをリードするとともに、新しい釣り方を提案するなど、市場の創造にも積極的に取り組んでおります。国内においては、フィッシングを中心としたアウトドア・スポーツ・レジャーが、コロナ禍においてこれからの時代にマッチしたアクティビティとして幅広い層からの支持をいただいたことに加え、コアユーザーへのこだわりの高機能な製品から初心者・ファミリー層への手ごろに楽しめるエントリー製品の充実に至るまで、多様な市場ニーズの対応に注力してまいりました。海外におきましても、グローバル・マーケティングの強化によりそれぞれの市場ニーズに合った製品の開発、拡販に取り組んでまいりました。その結果、売上高は1,082億8千1百万円（前期比18.8%増）となりました。

〔ゴルフ事業〕

ゴルフ用品の販売は、「ONOFF」（オノフ）及び「FOURTEEN」（フォーティーン）を中心としたブランドの訴求と確かなモノづくり、そしてお客様一人ひとりに最適なクラブを提供するための品揃えとフィッティングサービス等の施策を積極的に展開してまいりました。その結果、売上高は68億8千6百万円（前期比50.5%増）となりました。

〔スポーツ事業〕

スポーツ事業は、「Prince」（プリンス）ブランドのラケットスポーツ用品販売及び「Corratec」（コラテック）・「FOCUS」（フォーカス）ブランドを中心としたサイクル用品の販売であります。日本市場に合った製品の開発と拡販に注力したことから、売上高は51億9百万円（前期比22.1%増）となりました。

〔その他の事業〕

その他の事業は、物流事業並びに当社グループの福利厚生サービス事業等がありますが、売上高は4億6百万円（前期比3.6%増）となりました。

2. 対処すべき課題

当社グループは、2008年のリーマンショック、2011年の東日本大震災など、厳しい経営環境下にあっても、縮小均衡の先には未来はないとの考えから、2012年度より、経営の軸足を守りから攻めに転じ、売上の拡大に鋭意努めてまいりました。

また2021年度におきましては、新型コロナウイルス変異株による感染再拡大の影響が全世界に及ぶ中、一部の工場における一時的な生産調整や、国際的な物流の逼迫等により、一部製品の供給に遅れが生じましたが、当社グループの属するアウトドア・スポーツ・レジャー業界の市況は、フィッシングやゴルフなどの分野が、これからの時代にマッチしたアクティビティとして支持をいただき、堅調に推移しております。

このような中、当社グループは、ライフタイム・スポーツ（人生を豊かにするスポーツ）の創造・普及に努め、10期連続の増収と過去最高益の更新を果たすとともに、11期連続の増配を実現いたしました。

未だコロナ禍やウクライナ情勢の影響が及ぶ中、先行き不透明な世界経済や、国内における少子高齢化・総人口減少問題など、市場環境は予断を許さない状況が続くものと予測されますが、これまでの取り組みと成果を踏まえ、今後も「攻めの経営」を堅持し、持続的に成長可能な事業基盤を構築すべく、グループを挙げて一層の躍進に挑戦してまいります。

当社グループは、昨年発表した中期経営計画の連結営業利益、及び1株当たり配当金が、実質2年前倒しで到達目標を達成したことから、あらためて「新・中期経営計画2025（2022年度～2025年度）」を策定し、最終年度（2025年度）の到達目標を以下のとおり設定いたしました。

	到達目標	参考	
	2025年度 自 2025年4月1日 至 2026年3月31日	2021年度 自 2021年4月1日 至 2022年3月31日	2021年度対比
連結売上高	1,500億円	1,207億円	24%増収
連結営業利益	145億円	123億円	17%増益
1株当たり配当金(年間)	90円	*50円	*40円増配

*株式分割を考慮した場合の1株当たり配当金を表示しております。

当社グループは、経営戦略の柱となる施策を以下のように設定しております。

(1) グローブライドの原点

当社グループは、“Feel the earth.”（地球を五感で楽しもう）をスローガンに、地球を舞台に、スポーツを通じ、人生の豊かな時間を提供するライフタイム・スポーツ・カンパニーとして、自然とスポーツを愛する世界中の人々に貢献してまいります。

(2) 事業別戦略の概要

〔フィッシング事業〕

当社の主力事業であり、世界トップの地位を有しております。

フィッシング・ブランドの「DAIWA」（ダイワ）は、「Feel Alive」最高の瞬間を感じていただくために、革新的な「ダイワ・テクノロジー」の開発・製品展開と、日常の中で釣りや地球を感じるこれからのライフスタイルの創造、そしてサステナブルな環境を育み、世界のフィッシング市場を牽引します。

〔ゴルフ事業〕

スタイリッシュに上質な大人のゴルフを提案する「ONOFF」（オノフ）、すべてのゴルファーにベストな14本を提案する「FOURTEEN」（フォーティーン）、オンリーワンを求めるこだわりのゴルファーを魅了する「RODDIO」（ロッドディオ）ブランドを中心に、洗練された独自の世界観のあるブランディングを推進し、ブランド価値の向上を目指します。

〔スポーツ事業〕

歴史の中で培った品位と、プレースタイルをも変える革新的テクノロジーで、オンコートからオフコートまでラケットスポーツ・ライフを提案する「Prince」（プリンス）、走る喜び・勝つ喜びを提案する「Corratec」（コラテック）、「FOCUS」（フォーカス）ブランドを中心に展開するサイクルスポーツ等、各ブランディングの最適化と日本市場に適合した商品・サービスの開発に取り組み、ブランド価値の向上を目指します。

(3) 重点方策

① 市場優位性の追求

人生の新たな感動を創り出す企画・開発力、高い品質と価値のある製品提供力、そしてブランド認知度・信頼度・満足度の更なる向上を目指し、市場の要請に応える独自の事業基盤を構築します。

② 国内市場の活性化と健全化

魅力溢れる市場・リテール開発やアフターサービスの拡充、物流機能の革新、そして次代を担うファンづくりなどに注力し、国内市場の活性化と健全化に努めます。

③ 海外市場の攻略

生販一体となったグローバル・マーケティングの強化を図るとともに、世界4ブロック戦略を推進し、市場特性に適合した製品・サービスの提供に努めます。

④ サステナビリティへの取り組み

カーボンニュートラルを目指す脱炭素経営の推進、豊かな森林や水辺の保全、サステナブルな製品・サービスづくり、自然体験を通じた環境学習機会の提供、働きがいのある職場環境・人材活躍の推進に取り組み、「人と地球が共に生きる持続可能な社会づくり」に貢献します。

株主の皆様におかれましては、何卒倍旧のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

3. 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 64 期	第 65 期	第 66 期	第 67 期
	(自2018年4月1日 至2019年3月31日)	(自2019年4月1日 至2020年3月31日)	(自2020年4月1日 至2021年3月31日)	(自2021年4月1日 至2022年3月31日)
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
売 上 高	87,811	88,258	100,304	120,684
経 常 利 益	3,272	3,085	7,145	12,997
親会社株主に帰属する当期純利益	2,959	1,123	4,797	9,567
総 資 産	74,344	77,970	77,730	90,682
純 資 産	23,265	23,023	27,577	37,478
1株当たり当期純利益	128円81銭	48円89銭	208円88銭	416円62銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出しております。
2. 2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第64期の期首に当該株式分割を実施したと仮定し、1株当たり当期純利益を算出しております。
3. 第67期の期首から「収益認識に関する会計基準」等を適用しており、第67期に係る数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

4. 設備投資等及び資金調達の状況

- (1) 当連結会計年度に実施いたしました設備投資総額は64億9百万円で、その主なものは、生産工場の建物構築物及び生産用機械装置等の取得であります。
- (2) 当連結会計年度の設備投資所要資金は、銀行借入金及び自己資金により賄いました。

5. 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

特に記載すべき事項はありません。

6. 他の会社の事業の譲受けの状況

特に記載すべき事項はありません。

7. 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特に記載すべき事項はありません。

8. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分

特に記載すべき事項はありません。

9. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 重要な親会社の状況

特に記載すべき事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
(国内) (株) ワールドスポーツ	48百万円	100%	釣用品の販売
ウインザー商事(株)	48百万円	100%	ラケットスポーツ用品の販売
(海外) ダイワ・コーポレーション	17,633千 米ドル	100%	釣用品の販売
ダイワ・スポーツ・リミテッド	3,000千 英ポンド	100%	釣用品の製造販売
ダイワセイコー(タイランド) Co., リミテッド	100,000千 タイバーツ	100%	釣用品の製造販売
ダイワ・ベトナム・リミテッド	45,000千 米ドル	100%	釣用品の製造販売

(注) 上記の重要な子会社6社を含めて、連結の範囲に含めた連結子会社は合計26社であります。

(3) 事業年度末日における特定完全子会社の状況

特に記載すべき事項はありません。

10. 主要な事業の内容

当社グループは、釣用品、ゴルフ用品、ラケットスポーツ用品、サイクルスポーツ用品等を製造販売するスポーツ用品関連事業を柱として、福利厚生サービス等その他の事業を展開しております。

11. 事業所

当社本社	東京都東久留米市
国内販売拠点	当社 全国3営業所、(株)ワールドスポーツ (東京都)、ウインザー商事(株) (神奈川県)、(株)フォーティーン (群馬県)
海外販売拠点	ダイワ・コーポレーション (アメリカ)、ダイワ・スポーツ・リミテッド (イギリス、製造を兼ねる)、ダイワ・フランスS.A.S. (フランス)、ダイワ・ジャーマニーGmbH (ドイツ)、ダイワ・イタリアS.r.l (イタリア)、ダイワ (オーストラリア) Pty.リミテッド (オーストラリア)、ダイワ・コリア Co.,リミテッド (韓国)、ダイワ・スポーツ (広州) リミテッド (中国)、ダイワ (ホンコン) Co.,リミテッド (中国香港)、アジアダイワ (ホンコン) Co.,リミテッド (中国香港)、ダイワ・FT・エンタープライズ (台湾) Co.,リミテッド (台湾)、シンガポール・ダイワPTE.リミテッド (シンガポール)、ダイワ・スポーツ (M) SDN.BHD. (マレーシア)、ダイワ・キャスティング (広州) トレーディングCo.,リミテッド (中国)、《000》ダイワ・ロシア (ロシア)
国内生産拠点	当社 東京工場 (東京都)、那須ダイワ(株) (栃木県)
海外生産拠点	ダイワセイコー (タイランド) Co.,リミテッド (タイ、販売を兼ねる)、ゾンサン・ダイワ・スポーツ・リンググッツ・リミテッド (中国)、トンガン・ダイワ・スポーツ・リンググッツ・リミテッド (中国)、ダイワ・ベトナム・リミテッド (ベトナム)
その他	(株)スポーツライフプラネット (東京都)、(株)ロジスポ (東京都)、(株)デスコ (東京都)

12. 従業員の状況

(1) 企業集団の従業員数

従業員数	前期末比増減
7,517 (名)	552名増

(注) 上記の従業員数には臨時従業員 (期末人員1,488名) を含んでおりません。

(2) 連結計算書類作成会社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
808 (名)	5名増	42.7 (才)	14.3 (年)

(注) 上記の従業員数には臨時従業員 (期末人員322名) を含んでおりません。

13. 主要な借入先

借入先	借入金等残高 (百万円)
(株) 三井住友銀行	6,169
(株) みずほ銀行	6,086
(株) りそな銀行	2,166
みずほ信託銀行(株)	1,380

14. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

II. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数

60,000,000株

(注) 2021年10月1日付にて実施した株式分割（1株を2株に分割）に伴い、発行可能株式総数は、30,000,000株増加しております。

2. 発行済株式総数

24,000,000株

(自己株式1,036,139株を含む)

(注) 2021年10月1日付にて実施した株式分割（1株を2株に分割）に伴い、発行済株式総数は、12,000,000株増加しております。

3. 株主数

12,493名（前期末比3,418名増）

4. 大株主

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	2,682	11.68
丸紅(株)	1,158	5.04
(株) 三井住友銀行	1,125	4.90
(株) 日本カストディ銀行 (信託口)	926	4.03
住友生命保険(相)	914	3.98
グロースライド取引先持株会	841	3.66
MSIP CLIENT SECURITIES	641	2.79
日本生命保険(相)	445	1.93
(株) みずほ銀行	433	1.88
グロースライド従業員持株会	407	1.77

(注) 1. 当社は自己株式1,036千株を所有しており、上記大株主から除外しております。

2. 上記の持株比率は自己株式を控除して算出しております。

Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

Ⅳ. 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当または主な職業	重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	鈴木 一成		
常 務 取 締 役	藤掛 進	フィッシング営業本部長兼 C S R 担当	ダイワ (オーストラリア) Pty. リミテッ ド 取締役会長 ダイワ・コリア Co., リミテッド 取締役 会長 ダイワ・FT・エンタープライズ (タイワ ン) Co., リミテッド 取締役会長 ダイワ (ホンコン) Co., リミテッド 取 締役 シンガポール・ダイワ PTE. リミテッド 取締役 《000》ダイワ・ロシア 取締役 (株)ワールドスポーツ 取締役 (株)ロジスポ 取締役
常 務 取 締 役	大竹 有司	フィッシング営業本部副本 部長兼広報担当	ダイワ (オーストラリア) Pty. リミテッ ド 取締役 ダイワ・コーポレーション 取締役 ダイワ・フランス S.A.S. 取締役 ダイワ・イタリア S.r.l. 取締役 ダイワ・ジャーマニー GmbH 取締役
常 務 取 締 役	鈴江 浩康	フィッシング生産本部長兼 品質、法務知財担当	那須ダイワ(株) 取締役会長 (株)ロジスポ 取締役 ゾンサン・ダイワ・スポーツینگグッ ズ・リミテッド 取締役会長 アジアダイワ (ホンコン) Co., リミテッ ド 取締役
取 締 役	稲垣 隆	フィッシング営業本部副本 部長兼欧州統括	ダイワ・スポーツ・リミテッド 取締役 会長 ダイワ・フランス S.A.S. 取締役 ダイワ・イタリア S.r.l. 取締役 ダイワ・シャーマニー GmbH 代表取締 役社長
取 締 役	谷口 央樹	経理部長兼経営企画室長兼 情報システム担当	ウインザー商事(株) 取締役
取 締 役	黒澤 敬幸	総務部長兼リスク管理、I R、お客様センター担当	(株)デスコ 代表取締役社長 (株)フォーティーン 取締役
取 締 役	上竹 昭浩	フィッシング生産本部副本 部長兼リール製品開発部長	ダイワセイコー (タイランド) Co., リミ テッド 取締役会長 トンガン・ダイワ・スポーツینگグッ ズ・リミテッド 取締役会長 (株)ワールドスポーツ 取締役

地 位	氏 名	担当または主な職業	重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役	小林 忍	スポーツ営業本部長兼スポーツ営業部長	(株)スポーツライフプラネット 取締役 (株)フォーティーン 取締役 ウインザー商事(株) 取締役
取 締 役	高橋 智隆		(株)ロボ・ガレッジ 代表取締役社長 (株)Marine X 取締役 大阪電気通信大学総合情報学部情報学科 客員教授 総務省異能ベクションスーパーバイザー クールジャパン戦略推進会議委員
取締役 (常勤監査等委員)	寺田 和英		
取締役 (監査等委員)	村松 高男	税理士	バステラ(株) 社外監査役 セレンディップ・ホールディングス(株) 社外監査役 イオンモール(株) 社外監査役
取締役 (監査等委員)	松井 巖	弁護士	(株)オリエントコーポレーション 社外監 査役 東鉄工業(株) 社外監査役 長瀬産業(株) 社外監査役 (株)電通グループ 社外取締役(監査等委員)

- (注) 1. 取締役のうち、高橋智隆、村松高男及び松井巖の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、各氏は株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員であります。
2. 社内事情に精通した者が取締役会以外の重要な会議等に出席し、取締役 (監査等委員を除く) から情報を収集するとともに、内部統制グループとの連携を密接に図ることを通じて、監査等委員会による監査の実効性を高めるため、常勤の監査等委員として取締役寺田和英氏を選定しております。
3. 取締役 (監査等委員) 村松高男氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役 (監査等委員) 松井巖氏は弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当期中の会社役員の異動
2021年6月29日開催の第66回定時株主総会において、小林忍氏が取締役に選任され、就任いたしました。
6. 2022年4月1日付で、以下のとおり、担当を変更いたしました。
- | | | |
|-------|------|-------------------|
| 地位 | 氏名 | 担当 |
| 常務取締役 | 大竹有司 | サステナビリティ推進室長兼広報担当 |

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役高橋智隆、村松高男及び松井巖の3氏と会社法第423条第1項に定める損害賠償を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額であります。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は当社及び当社子会社の取締役（監査等委員を含む）、監査役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該契約により、被保険者が負担することになる役員としての職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、填補することとしております。

なお、当該契約の保険料は、全額当社が負担しております。

4. 当事業年度に係る取締役の報酬等

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を2021年2月10日開催の取締役会の決議にて定めております。その概要は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するような報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には業務執行取締役の報酬については固定報酬としての基本報酬と業績連動報酬により構成し、社外取締役の報酬については基本報酬のみとしております。基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

業務執行取締役の役位別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、役位、職責により決定しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額は取締役会の委任を受けた代表取締役社長が、独立社外取締役会と協議の上、種類別の報酬割合の範囲内で決定していることから、取締役会は決定方針に沿うものと判断しております。

監査等委員である取締役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する観点から固定報酬としての基本報酬のみで構成され、各監査等委員である取締役の報酬額は、監査等委員である取締役の協議の上決定しております。

(2) 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2016年6月29日開催の第61回定時株主総会において年額2億5千万円以内（うち社外取締役2千万円以内）と決議しております（使用人分の給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は10名（うち社外取締役は1名）です。

監査等委員である取締役の報酬額は、2016年6月29日開催の第61回定時株主総会において年額5千万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

(3) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長鈴木一成が取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額を決定しております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた業績連動報酬の額であり、これらの権限を委任した理由は当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。委任された権限が適切に行使されるよう、代表取締役は独立社外取締役会と協議を行った後に報酬額を決定していることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

(4) 取締役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種別の総額 (百万円)		対象役員数(名)
		基本報酬	業績連動報酬	
取締役（監査等委員を除く）	180	152	27	10
取締役（監査等委員）	31	31	-	3
合計 (うち社外取締役)	211 (25)	183	27	13 (3)

(注) 1. 上記のほか使用人兼務取締役の使用人給与相当額（賞与を含む。）を5名に対し78百万円支給しております。

2. 期末現在の人員は、取締役（監査等委員を除く）10名、取締役（監査等委員）3名です。

(5) 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等は事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績指標を反映した現金報酬とし、毎年、一定の時期に支給することとしております。

業績連動報酬等の算定方式は、業務執行取締役共通の定量指標として、連結売上高、連結営業利益、連結当期純利益の各々について、対前年伸長率、対計画（公表値）達成率を用いております。定量指標の選定理由は当社の中期経営計画の目標数値として連結売上高及び連結営業利益を設定しているためであります。また、個人別の定性的な評価指標として、管掌部門の方針達成度、取締役としての能力の発揮状況を用いております。

各々の評価項目についてウエイト付けをし、個人別に評価を行い、合計点数に応じて5段階評価を実施し、各役位ごとに基準となる金額（基本的には前年度の支給額）を起点として、評価ごとの掛率を乗じて仮の支給額を算定後、株主への配当金、従業員への賞与、その他特筆すべき事項があれば、それらを勘案し、支給額を算定しております。

なお、当事業年度の連結売上高、連結営業利益、連結当期純利益は、40ページに記載のとおりであります。

5. 社外取締役に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

取締役高橋智隆氏は、(株)ロボ・ガレージの代表取締役社長、(株)Marine Xの取締役、大阪電気通信大学総合情報学部情報学科の客員教授を兼職しております。なお、当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）村松高男氏は、ベステラ(株)、セレンディップ・ホールディングス(株)及びイオンモール(株)の社外監査役を兼務しております。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）松井巖氏は、(株)オリエントコーポレーション、東鉄工業(株)及び長瀬産業(株)の社外監査役、(株)電通グループの社外取締役を兼務しております。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要

区分	氏名	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	高橋 智隆	当事業年度に開催された取締役会12回全てに、独立社外取締役会3回全てに出席し、適宜必要な発言を行っております。また、設計・デザインに関しての専門知識とマーケティングの見識から、社内プロジェクトに参画し、「もの作り」に関して有意義なアドバイスを行っております。
社外取締役 (監査等委員)	村松 高男	当事業年度に開催された取締役会12回全てに、監査等委員会12回全てに、また独立社外取締役会3回全てに出席し、税理士として専門的立場から、税務に関するアドバイスはもちろん、資本コストや投資採算計画の適正性、またガバナンス向上に関する指摘等、適宜必要な発言を行っております。
	松井 巖	当事業年度に開催された取締役会12回全てに、監査等委員会12回全てに、また独立社外取締役会3回全てに出席し、検察官としての長年の経験及び弁護士として専門的立場から、コンプライアンス、リスク管理等に関するアドバイスや、ガバナンス向上に関する指摘等、適宜必要な発言を行っております。

V. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 会計監査人以外の公認会計士等が実施している重要な子会社の計算書類の監査

当社の重要な子会社（「I.企業集団の現況に関する事項」の「9.（2）重要な子会社の状況」に記載）のうち、海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

3. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	51百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	-百万円
合計	51百万円

(2) 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

51百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査の報酬等と金融商品取引法に基づく報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監督計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社都合の場合の他、当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査等委員会はその事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、「会計監査人の解任または不再任」を株主総会の付議議案とすることを決定し、取締役会は当該議案を株主総会に提出いたします。

VI. 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制につきまして、「内部統制システム構築の基本方針」として取締役会にて決議しております。

その内容は以下のとおりです。

(1) 当社及び子会社の取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、法令、定款及び取締役会規程等に則り、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。
- ② 代表取締役社長は、法令、定款及び取締役会規程等に則り、取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、係る決定、取締役会規程、社内規則に従い職務を執行する。
- ③ 取締役は、法令、定款、取締役会規程及び業務分掌規程等に従い、忠実に業務を遂行する。
- ④ 監査等委員会は、法令が定める権限を行使するとともに、監査等委員会監査等基準等に基づき取締役の職務の執行を監査する。
- ⑤ 取締役は、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、業績及び財務状況の報告の適正性を確保するための社内体制を構築し、その整備・運用状況を定期的に評価及び改善する体制の構築を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る重要な情報及び文書の取り扱いについては、文書管理規程等社内標準に従い、作成、保存するとともに、必要に応じて取締役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態に管理する。
- ② 法令または証券取引所適時開示規則等に則り、必要な情報開示を行う。
- ③ 取締役の職務執行に係る情報の作成、保存、管理状況については、監査等委員会の監査を受ける。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、代表取締役がリスク管理の統括責任者となり、管理部門担当取締役をリスク管理推進責任者に任命するとともに、定期的に当社及び子会社よりリスク管理に係る報告を受け、重要事項について意思決定する体制を構築する。
- ② 当社及び子会社は、自社における業務執行に係るリスク管理を行う体制を整備する。また、必要に応じて規程、マニュアル等を整備するとともに、適時教育・啓蒙を行う。

- (4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役は、中期経営計画をはじめとした経営の執行方針及び法令において定められている事項等の経営に係る重要事項を決定し、使用人の業務執行状況を毎月開催する「経営会議」の場で確認する。
 - ② 取締役会（原則月1回開催）において、経営に係る重要事項の決定と取締役の職務執行状況を確認する。
- (5) 当社及び子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① CSR（企業の社会的責任）活動を統括するCSR委員会にコンプライアンスに係る統括機能を持たせ、役職員が、当社グループ全体に法令、その他の社内規則及び社会通念などを遵守した行動をとるよう推進を図る。
 - ② 万一、コンプライアンス違反に関連する事態が発生した場合には、その内容、対処案が代表取締役社長、取締役会、監査等委員会に報告される体制を構築する。
- (6) 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社は子会社の役員が出席する関係会社経営検討会を定期的を開催し、各子会社から事業報告をさせるとともに、当社グループ全体の経営に関わる協議を行う。
 - ② 子会社には、必要に応じて取締役または監査役として当社の取締役または使用人を派遣し、取締役は当該会社取締役の職務執行を監視・監督し、監査役は当該会社の取締役の職務執行状況を監査する。
 - ③ 総務部・経理部等の関係部門は、その専門的機能につき子会社または当該関係部門の要請に基づいて支援を行う。
 - ④ 内部監査部署は、代表取締役社長の指示により当社及び子会社に対して会計監査または業務監査を行い、取締役会、監査等委員会、総務部・経理部等の関係部門の関係者に報告する。
- (7) 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、その取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性並びに当該取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性に関する事項
- ① 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の人事事項に関しては監査等委員会と取締役で協議するものとする。
 - ② 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人は業務執行に係る役職を兼務せず、監査等委員会の指示命令に従うものとする。

- (8) 当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等が監査等委員会に報告するための体制
- ① 当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等が当社監査等委員会に報告すべき事項及び報告の方法を定める。
 - ② 当社監査等委員会は、毎年度末に当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し業務遂行状況に関する確認書の提出を求める。
 - ③ 当社監査等委員会は、その職務を遂行するために必要と判断するときはいつでも当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に報告を求めることができる。
- (9) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制
- 当社及び子会社は当社監査等委員会へ報告を行った当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等に対し、当該報告を行ったことを理由に不利な取扱いをしないことを周知徹底する。
- (10) 当社の監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）上必要となる費用等については、全額会社が負担する。
- (11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査等委員会が、取締役、執行役員及び重要な使用人からヒアリングを実施し、代表取締役、内部監査部署及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を実施できる体制を構築する。
 - ② 代表取締役は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び使用人が、監査の重要性に対する認識及び理解を深めるよう促し、監査等委員会の職務執行が実効的に行われるよう相互に協力する。
 - ③ 監査等委員会は、内部監査部署及び会計監査人と定期的に会合をもつなど相互に連携し、監査方針や計画、監査結果の報告を受け、監査の実効性確保を図る。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、当社及び子会社の内部統制システムを整備運用しております。当事業年度における、業務の適正を確保するための体制の運用状況のうち、主なものは以下のとおりです。

- ① 取締役会を12回開催し、法令及び定款に定められた事項や経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況の報告及び監督を実施しております。
- ② 監査等委員会を12回開催し、監査方針及び監査計画を決定し、取締役会における経営の透明性、客観性、適法性、妥当性を監査しております。
- ③ 監査等委員会による代表取締役及び取締役の監査・監督及び各部門の業務監査を定期的に行いました。また、内部統制グループによる各部門、及び子会社の監査を実施しております。
- ④ 独立社外取締役だけで構成されている独立社外取締役会を設置し、3回開催しております。その中で、取締役の指名・報酬等特に重要な事項に関して、適切な関与・助言を得ております。
- ⑤ CSR委員会コンプライアンス分科会を毎月開催し、コンプライアンスの状況、問題等の把握及び報告、対応策の協議を実施しております。
- ⑥ リスク管理委員会を2回開催し、想定されるリスクに対応するとともに、リスクに関する情報共有、管理について徹底しております。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の剰余金の配当につきましては、安定した配当の継続を基本とし、当該連結業績及び将来の業績見通し等を勘案して利益配分を行うこととしており、内部留保資金につきましては、将来の事業拡大を図るための設備投資・投融資・研究開発費等に有効活用することを方針としております。

また、当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を原則としており、当事業年度の期末配当金につきましては、2022年5月13日開催の取締役会の決議により、1株当たり30円とさせていただきます。これにより、当事業年度における1株当たりの配当金は、中間配当金の1株当たり40円と合わせまして、70円（2021年10月1日付株式分割の影響を考慮しない場合の期末配当金は60円、年間配当金合計は100円となり、前事業年度配当金70円から実質30円の増配）となっております。

(備考)

本事業報告中の金額及び株式数については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	59,126	流動負債	40,996
現金及び預金	8,165	支払手形及び買掛金	6,235
受取手形及び売掛金	11,140	電子記録債権	8,816
電子記録債権	377	短期借入金	15,688
商品及び製品	26,217	未払金	3,933
仕掛品	4,997	未払法人税等	2,218
原材料及び貯蔵品	4,848	賞与引当金	873
その他	3,773	役員賞与引当金	27
貸倒引当金	△392	その他	3,202
固定資産	31,556	固定負債	12,207
有形固定資産	20,129	長期借入金	5,017
建物及び構築物	5,901	再評価に係る繰延税金負債	889
機械装置及び運搬具	4,943	退職給付に係る負債	5,513
土地	5,348	その他	787
建設仮勘定	1,622	負債合計	53,204
その他	2,313	(純資産の部)	
無形固定資産	1,597	株主資本	33,675
投資その他の資産	9,829	資本金	4,184
投資有価証券	4,952	資本剰余金	0
繰延税金資産	2,517	利益剰余金	30,379
退職給付に係る資産	32	自己株式	△889
その他	2,366	その他の包括利益累計額	3,634
貸倒引当金	△39	その他有価証券評価差額金	2,318
		繰延ヘッジ損益	48
		土地再評価差額金	1,977
		為替換算調整勘定	△727
		退職給付に係る調整累計額	17
		非支配株主持分	168
資産合計	90,682	純資産合計	37,478
		負債純資産合計	90,682

連結損益計算書

(自2021年4月1日
至2022年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		120,684
売上原価		74,971
売上総利益		45,712
販売費及び一般管理費		33,363
営業利益		12,349
営業外収益		
受取利息	28	
受取配当金	87	
為替差益	430	
その他	493	
営業外費用		
支払利息	207	
固定資産除却損	114	
その他	69	
経常利益		12,997
特別利益		
固定資産売却益	8	
投資有価証券売却益	1	
特別損失		
固定資産売却損	6	
投資有価証券売却損	1	
減損損失	0	
税金等調整前当期純利益		13,000
法人税、住民税及び事業税	3,566	
法人税等調整額	△145	
当期純利益		9,579
非支配株主に帰属する当期純利益		11
親会社株主に帰属する当期純利益		9,567

連結株主資本等変動計算書

(自2021年4月1日
至2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	4,184	-	21,791	△881	25,093
会計方針の変更による 累積的影響額			△60		△60
会計方針の変更を反映した 当期首残高	4,184	-	21,730	△881	25,033
当期変動額					
剰余金の配当			△918		△918
親会社株主に帰属する 当期純利益			9,567		9,567
自己株式の取得				△7	△7
自己株式の処分		0		0	1
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	-	0	8,649	△7	8,642
当 期 末 残 高	4,184	0	30,379	△889	33,675

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	2,699	30	1,977	△2,296	△65	2,345	138	27,577
会計方針の変更による 累積的影響額								△60
会計方針の変更を反映した 当期首残高	2,699	30	1,977	△2,296	△65	2,345	138	27,517
当期変動額								
剰余金の配当								△918
親会社株主に帰属する 当期純利益								9,567
自己株式の取得								△7
自己株式の処分								1
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△381	18	-	1,568	82	1,288	29	1,318
当期変動額合計	△381	18	-	1,568	82	1,288	29	9,960
当 期 末 残 高	2,318	48	1,977	△727	17	3,634	168	37,478

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	23,623	流動負債	26,405
現金及び預金	1,018	支払手形	304
受取手形	364	電子記録債権	7,243
電子記録債権	1,626	買掛金	3,168
売掛金	7,341	短期借入金	9,836
商品及び製品	5,952	未払金	2,901
仕掛品	2,387	未払法人税等	1,247
原材料及び貯蔵品	1,725	賞与引当金	644
短期貸付金	497	役員賞与引当金	27
未収入金	2,073	その他の	1,031
その他の金	646	固定負債	10,453
貸倒引当金	△11	長期借入金	4,700
固定資産	36,353	再評価に係る繰延税金負債	889
有形固定資産	10,735	退職給付引当金	4,511
建物	2,684	その他の	352
構築物	125	負債合計	36,859
機械及び装置	1,779	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	803	株主資本	18,775
土地	5,039	資本金	4,184
建設仮勘定	191	資本剰余金	0
その他の	110	その他資本剰余金	0
無形固定資産	733	利益剰余金	15,479
投資その他の資産	24,885	利益準備金	804
投資有価証券	4,853	その他利益剰余金	14,675
関係会社株式	12,305	繰越利益剰余金	14,675
関係会社出資金	4,947	自己株式	△889
長期貸付金	1,285	評価・換算差額等	4,342
繰延税金資産	1,066	その他有価証券評価差額金	2,315
その他の	459	繰延ヘッジ損益	48
貸倒引当金	△32	土地再評価差額金	1,977
資産合計	59,976	純資産合計	23,117
		負債純資産合計	59,976

損益計算書

(自2021年4月1日
至2022年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		56,806
売上原価		38,765
売上総利益		18,040
販売費及び一般管理費		13,806
営業利益		4,233
営業外収益		
受取利息	45	
受取配当金	1,113	
為替差益	338	
受取ロイヤリティー	522	
その他	394	
		2,414
営業外費用		
支払利息	97	
固定資産除却損	105	
不動産賃貸原価	45	
その他	36	
		284
経常利益		6,364
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	0	0
特別損失		
固定資産売却損	2	
投資有価証券売却損	1	3
税引前当期純利益		6,360
法人税、住民税及び事業税	1,564	
法人税等調整額	△26	1,538
当期純利益		4,822

株主資本等変動計算書

(自2021年4月1日
至2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						株主資本計 合 計
	資本金	資 本 剰余金	利 益 剰 余 金			自己株式	
		その他 資 本 剰余金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰越利益剰余金	利 益 剰 余 金 合 計		
当 期 首 残 高	4,184	0	712	10,993	11,705	△881	15,008
会計方針の変更による 累積的影響額				△129	△129		△129
会計方針の変更を反映した 当期首残高	4,184	0	712	10,863	11,576	△881	14,878
当期変動額							
剰余金の配当			91	△1,010	△918		△918
当期純利益				4,822	4,822		4,822
自己株式の取得						△7	△7
自己株式の処分		0				0	1
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	-	0	91	3,811	3,903	△7	3,896
当 期 末 残 高	4,184	0	804	14,675	15,479	△889	18,775

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	2,698	30	1,977	4,706	19,714
会計方針の変更による 累積的影響額					△129
会計方針の変更を反映した 当期首残高	2,698	30	1,977	4,706	19,584
当期変動額					
剰余金の配当					△918
当期純利益					4,822
自己株式の取得					△7
自己株式の処分					1
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△382	18	-	△364	△364
当期変動額合計	△382	18	-	△364	3,532
当 期 末 残 高	2,315	48	1,977	4,342	23,117

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月24日

グローブライド株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 林 一 樹
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 南 山 智 昭
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、グローブライド株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローブライド株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月24日

グローブライド株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 林 一 樹
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 南 山 智 昭
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、グローブライド株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び

監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行について監査をいたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、社内の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社についても、取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、事業の報告を受けるとともに、必要に応じて業務及び財産の状況を調査しました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月27日

グローブライド株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 寺田和英 ㊟

監査等委員 村松高男 ㊟

監査等委員 松井巖 ㊟

(注) 監査等委員村松高男及び松井巖は会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

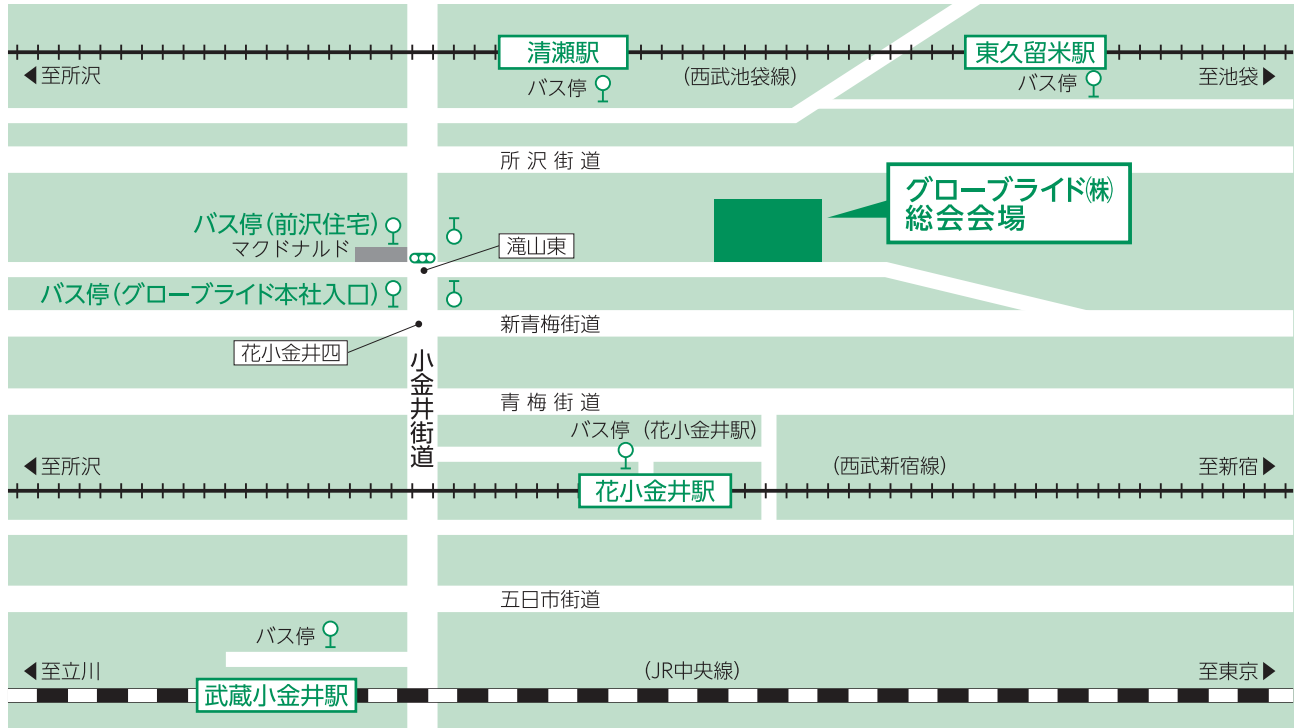
以上

第67回定時株主総会会場ご案内図



会場

東京都東久留米市前沢3丁目14番16号
 当社本店大会議室
 TEL.042-475-2101



下車駅	バス	徒歩
● JR中央線 武蔵小金井駅	西武バス (清瀬駅南口行・東久留米駅西口行)	10分
	西武バス (滝山営業所行・久留米西団地行)	10分
● 西武新宿線 花小金井駅	西武バス (武蔵小金井駅行)	10分
	西武バス (前沢住宅またはグローブライド本社入口)	10分
● 西武池袋線 清瀬駅	西武バス (滝山営業所行)	10分
	西武バス (前沢住宅)	10分
● 西武池袋線 東久留米駅	西武バス (清瀬駅南口行・東久留米駅西口行)	10分
	西武バス (滝山営業所行)	10分

※駐車場に限りがありますので、公共機関をご利用してのご来場をお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
 ユニバーサルデザインフォントを
 採用しています。

